宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉒3141(代)
印刷所　KK 新進堂

市の人口
(47年3月末日現在)

世帯数	31,407世帯
前月比	166世帯増
人口	111,328人
男	56,896人
女	54,432人
前月比	810人増

面積　67.29平方キロメートル

印鑑証明を複写式に

6月1日から実施　事務処理をスピード化

市では、六月一日から、印鑑証明の方法を「複写方式」に改めることにしました。これは、これまでの押印して手書きにより証明する方法から、前もって作成してある印鑑登録票を電子複写機で複写して証明する方法にかえたものです。このほか、宇治市印鑑条例の改正にともない手続きなどが変わりますのでご注意ください。

ご存知のとおり、印鑑は私たちの毎日の生活になくてはならないもので、個人の権利や財産をするために、非常に重要な役割を果たしています。

印鑑にはいろいろな種類がありますが、なかでも、市役所に届出ている印鑑を実印と呼び、とくに慎重に取り扱わねばなりません。そして、あなたがいま使っている印鑑が実印にまちがいないことを市長が社会一般の人々に証明することを印鑑証明といいます。社会の複雑化とともない、ますます印鑑や証明書の重要性を認識し、大切に取り扱う必要があります。

登録ずみの人も二年以内に切りかえを

現在、おこなっている印鑑証明の方法は、押印した印影を登録印と照合し、手書きで証明をしています。今回、これを複写式に改正しようというもので、①肉眼の照合や手書きによる誤り・脱漏などの事故を防ぐ ②証明事務を合理化し、簡素化する ③事務のスピードアップにともない、みなさん方の待ち時間を短くし、市民サービスを向上させるなどの利点があります。

そこで、この改正にともない、ことしの六月一日から昭和四十九年五月末日までの二年間に、印鑑登録の切りかえをしていただくことになりました。お手数ですが、市役所市民課の窓口で、早い目に切りかえてくださるようお願いいたします。

六月一日から二年以内に、同一印鑑で切りかえをしていただきますと、事実確認および照会による確認を省略いたします。

なお、切りかえていない場合でも、最初の二年間は、現在、登録されている印鑑は有効とみなします。しかし、この間に登録の切りかえがないときは、現在、登録されている印鑑は廃止したことになりますのでご注意ください。

新しい手続きの方法

今回の印鑑条例の全部改正による主な手続きは、次のとおりですのでご注意ください。

■登録資格
満十五才以上の者で、住民基本台帳法および外国人登録法による宇治市に登録した者。ただし、禁治産者および法人は登録できません。

■登録の申請
原則として、本人が登録しようとする印鑑をもって申請してください。やむを得ず代理人による申請をするときは委任状が必要です。ただし、代理人が十五才未満または禁治産者のときはできません。また、十五才以上の未成年者または準禁治産者の場合は、法定代理人または補佐人の同意書と印鑑証明および登録についての書面が必要です。

■登録の切りかえ
印鑑証明が必要なときは、印鑑証明の申請用紙に一緒に、切りかえ手続きをしてください。

■登録できない印鑑
(1)印影が住民登録されている氏名、氏、名または氏および名の一部を組みあわせたものであらわされていないもの。
(2)ゴム印など印影の変化しやすいもの、印影の照合が困難と認められるもの。
(3)職業、その他をあらわしているもの。
(4)同一の印鑑で二人以上の申請があったときや、その他不適当と認められたもの。

■印鑑証明の申請と交付
印鑑登録の証明を受けるときは、市役所に備えつけの申請書に登録印(実印)を押して印鑑とともに窓口へ出してください。登録している印影と申請書の印影を照合して、登録票の複写したものを証明書として交付します。

委任状の一例(代理申請のとき必要です)

20円収入印紙㊞

委任状

私は(住所・氏名)を代理人と定め次の行為を委任します

(委任する事項)

昭和　年　月　日
住所
氏名　㊞

宇治市長　殿

代理申請の場合には、印鑑届の場合と同じく委任状が必要です。

必ず本人が手続きしましょう

以上が印鑑の登録と証明についての新しい手続きの主な点です。なによりも大切なことは、あなた自身が自分で登録や証明の手続きをすることです。本人以外の申請の場合は、たとえ夫婦・親子・兄弟でも、委任状が必要ですのでご注意ください。

なお、委任状は本人の自書が必要ですので、市民課の窓口には備えつけていません。

くわしくは、市役所市民課(電話㉒三一四一番)でおたずねください。(市民課)

多い日常生活の問題点

お母さん方と熱心に討論

さる四月十四日、六地蔵・木幡地区の婦人会のみなさんと市との「交通安全対策、野犬や雑草対策」懇談会が開かれました。これは、"市民参加の市政"を基本に開いたもので、これまでにも、すでに開地区・宇治地区・五ケ庄地区などの婦人会のみなさんとも会合をもってきました。

当日は、事前に婦人会から出されたアンケートによる要望事項についてたいし、市の実情を率直に説明したりに解決できない問題については、おたがいに協力しあうということで了解を硬ってきました。アンケートによる要望事項をみても、道路整備、公共施設の充実、特に四メートルの市道であるため、特に駐車禁止の立看板などによる標示をする必要があります。この道路にいった車をとめますと、当該車両の右側の道路上に三・五メートル以上の余地がない場所においては、車を止めてはならない(無余地地域)ことになっておりますので今後の問題としては、地域住民の協力と車の所有者の喚起を呼びかけていきたい。

なお、市では、市民のみなさんに市役所の仕事を知っていただき、ともに協力しあって「すみよい町」を作っていくため、今後も積極的に市民との「対話による市政」を進めていきますので、ご希望があれば市役所文書広報課公聴係までお申し出ください。

質問……御園地区の道路に自動車が不法駐車され、通行のさまたげとなり迷惑しています。警察とも協議願って、駐車禁止の措置をとってもらえないものでしょうか……。

公害交通対策課……木幡・御園地区は、道路巾が三メートルなき

木幡・六地蔵地区の婦人会のみなさんと市との懇談会

体育指導委員が決まりました

市民の方が、スポーツ活動をされる場合に実技指導をするなど、スポーツ振興の仕事をしていただく体育指導委員が新しく決まりました。こんど、地域やグループなどで、スポーツ教室や大会をされる場合、近くの指導委員や事務局(社会教育課内 電話㉒三一四一番)までお申し出ください。

▽秋山政一＝伊勢田町北山七四
▽浅田昌三＝宇治宮番一五〇ノ一
▽東　清和＝羽拍子町二三
▽荒木信昭＝菟道東田五五ノ七
▽伊藤幹子＝宇治岩森三一
▽井上國男＝広野町西裏六
▽井茂茂樂＝五ケ庄芝東一四ノ一
▽岩口　求＝宇治野神一
▽小野和男＝五ケ庄福角四五
▽上条吉郎＝五ケ庄芝東五九ノ一
▽鼎界とみえ＝宇治乙万六〇
▽久保田周男＝宇治里尻三二
▽小仲外治＝槙島南落合
▽坂田耕作＝宇治上本六九ノ一
▽辻川直行＝菟道東田三六ノ七
▽中島善造＝小倉町南浦二一
▽中井四郎＝宇治野神一
▽永谷三之丞＝六地蔵札ノ辻
▽林正弘＝広野町大蒲一七七
▽樋口博之＝木幡平尾四ノ四七
▽広瀬浩二＝宇治宮番一四二
▽船川政一＝槙島大幡一四
▽三輪良子＝大久保町南ノ口五
▽宮崎美代子＝木幡南山八〇
▽師内治＝槙島町北内一六

老齢年金

未納保険料の納付は六月末日までに

国民年金の老齢年金を受けるためには六十才まで一定期間以上の保険料を納付(または免除)することが必要で

この最低必要期間は年令に応じて定められています。ところが、国民年金の保険料は未納のまま二年を過ぎると、納めたくても時効で納められません。また、加入できる期間が六十才までとなっておりそれ以後、引き続いて加入し、不足を補うこともできません。加入者の中には、今後、六十才までっと納めても、過去に未納期間があるため、年金を受ける最低必要期間を満たせない人が生じるわけです。

けれども、"一人でも多くの方に老齢年金を"という特別のはからいで設けられたのが、「ことし六月末まで」に限って、時効になっている以前の未納保険料をさかのぼって「納付できる」という措置です。

納めたいけれど……。思いちがいがあれば、それこそたいへんです。この機会をご利用になって、未納保険料をなくしてください。

○納付期間……ことしの六月末まで
○窓口……市役所保険年金課
○保険料……一カ月につき四五〇円

借りて建てる時代です——
19コースもそろった京銀〈住まいのローン〉

	ご融資額	ご返済期間	利率	備考
京銀 新住宅ローン (生命保険つき)	最高1,000万円まで	最長15年まで	3年まで…月利0.76% 10年まで…月利0.79% 15年まで…月利0.82% (生命保険料こみ)	積立条件はありません

●その他、住宅建築メーカーと提携の住宅ローン
京銀・大和ハウスローン　京銀・東南商事住宅ローン　京銀・ユニチカ住宅ローン
京銀・ナショナル住宅ローン　京銀・積水ハウス住宅ローン　京銀・東芝住宅ローン
京銀・電建住宅ローン　京銀・有楽住宅ローン　京銀・積水化学住宅ローン
京銀・永大ハウスローン　京銀・京阪住宅ローン　辻井ハウスローン

京都銀行　住宅資金はまず京銀にご相談ください

＊市では、毎週月曜日の午後9時56分から3分間、近畿放送テレビ（UHF34チャンネル）で市政だよりを放送しています。

平和憲法に誇りを

憲法を暮らしの中に生かそう

5月3日は憲法記念日。日本国憲法が施行されて，満25年になります。

そこで，寿岳章子先生（京都府立大学教授）と宮城敏雄先生（京都府教育委員）の両先生にいろいろとお話をうかがいました。

これを機会に，飛び石連休を利用して，私たちの毎日の生活の基本となる日本国憲法を読みなおされてはいかがでしょうか。

写真　左から寿岳さん，田川市長，宮城さん（宇治平等院の庭園にて）

市長　この五月三日は，憲法が施行されてちょうど二十五周年にあたるわけですが，古い歴史のある，しかも，国民のみなさんに親しまれている十円銅貨のこと平等院で，両先生とごいっしょに憲法にちなんだお話ができることはたいへん嬉しいことです。

寿岳　そうですねえ。このような由緒ある平等院で憲法のお話ができるってことは，ほんとうにしあわせだなあって思います。これも平和憲法があるからこそですね……。

美しくて，古き良きものがきらんどたもたれる世のなかっていうのは，戦争の心配のないところでは考えられないですね。永い歴史の間にはいくつも戦争があったわけですが，さいわい残っているんで，いついつまでも日本のシンボルとして 残したい ですね。そのためには，やはり平和を守ることが先決条件ではないでしょうか。

市長　私は，市長に就任以来「憲法を暮らしの中に生かそう」「市民参加の民主市政を築こう」を市政の大きな柱としているんですが，最近の沖縄返還協定や自衛隊の四次防の先取りなど，二十五年前の憲法制定時の趣旨が大きくかえられ，形がいびつされようとしているのがひしひしと感じられますね。この憲法を市政にどのように反映させるか，十一万市民が私に課せられた任務だと考えています。

宮城　新しい憲法ができて四分の一世紀を経て，ようやく国民の中に定着してきたという人があるんですが，私は非常にあやしいと思います。

特に朝鮮戦争以来，政治の中枢を占めている人達は，表面では憲法を守る，平和に徹する，基本的人権を守るなどといっているが，どうもほんとうに腹の底からいっているとは感じられない。日本の独立どうきかえに結ばれた日米

国民の目をごまかす憲法解釈のしかた

市長　憲法を文字どおり解釈すれば，いま，行なわれている政治が間違っているのが明らかですよね。それを難かしい法律解釈なんかをして，国民の目をごまかそうとしている。

宮城　最近では，沖縄返還協定に関して秘密取引があったことが暴露されているが，最高以前の問題として，かくそうとする，ごまかそうとする政治の底流があったといえます。自衛隊の増強にしても，初めのうちのナイキ，ホーク配備のときには民衆もも気で反対したけれど，そのような反対する姿勢も民衆のなかから失なわせるような政治を巧妙にしている。

憲法のたてまえからいえば日本は仮想敵国のない中立の体制をとらなければならないのが当然であるにもかかわらず，すききえあれば武力を増強しようとしている。明らかに憲法違反ですよ。

寿岳　そのとおりですね。沖縄の返還でも，選挙違反をしたような人達を助ける憲政のための返還のようにもとれるし，自衛力の増強にはどんどんお金を使うけれど，生活に困っている人達や三割自治といわれるような現実には目をむけない。言論や報道の自由にしても，本当に自由なのかどうか，誰かがそっと聞き耳をたてていた時代には対比に戻してはなりません。

そんな中でただひとつの望みは，宇治市のような憲法を守ろうとする自治体がふえつつあることです。

市長　大都市や都市周辺で革新団体が増えていることは，心強いです。

寿岳　人口がどんどんふえる宇治市では，いろいろな施策を進められているんですが，そんな中で田川市政が，なぜ憲法をスローガンにしなければならないか，床の間の掛軸じゃないと思うんです。やはり，市政のよりどころだと思いますよ。「こんなときに憲法安保条約も，当時はびむを得なかったかもしれないが，その後，憲法の精神にかえそうとする努力をしているとは思えない。

めぐまれない子にも同等の教育を

宮城　私たちが関係している教育にしても中教審の構想や新しくできてくる教科書などでも平和を願うんじゃなしに経済の繁栄を謳歌するようなものになりつつありますね。

市長　子どもの教育も，だんだん憲法の精神からそれていこうとしています。

寿岳　子どもを直接するお母さんや，教育ママの側にも問題があります。

宮城　生徒を進学校別にランク付けしてわけるような教育は憲法と教育基本法にのっとった教育といえるか疑問だ。それに教育は，うける権利とともに行政として与える義務があるが，身障者の精薄児に対する義務は不備ですね。

寿岳　ろう唖者とよく接するんですが，そのようなへ中

市長　底辺の暮らしを引き上げる行政が大切ですからね。ポニー号の運行をしたり，難聴学級を四十八年度から設け

『毎日の家庭生活を憲法を学ぶ場に』

寿岳　憲法では健康で文化的な生活を保障されているはずなんですが，私たちの生活はちっともよくならない感じですね。大きく立派になるのは資本家だけですし，自然はだんだんと失なわれるし……。企業本位の政策から国民本位の政策にかえさせなければなりませんね。

宮城　自然を破かいする開発や公害は，日本の国内問題だといっていられなくなる。人

寿岳　憲法は，最近のめまぐるしく動く世界情勢の中での日本の政治経済の動きは，二十五年を経て平和憲法の命運を左右する転機に立っているように感じます。憲法を守ろうとする我々にとってはもう一度憲法の精神にかえって，国政をたて直すチャンスだと思います。

寿岳　地方自治は，憲法の学校といわれていますが，私たちの家庭もはり憲法の学校といえます。憲法は，ある意

る手定ですが，十分とはいえません。最近では身障者父母の会が活発に活躍されているので協力していきたい。

期待できる住民運動

宮城　住民の下働きに徹した住民運動を 期待したい ですね。政党や個人の名前のためでない……。

寿岳　憲法党といった大きな情や裏望が多いだろうと思いますが，苦情などの受付をする窓口があるんでしょうか。

市長　ええ，昨年の機構改革で公聴係を設けて，市民のみなさんの意見を十分きくことにしましたし，さらに今年からはモニター制度も発足させます。

寿岳　苦情や文句は，市にとってお困りになるでしょうけれど，これは憲法を守り，民主主義を育てるのに必要なエネルギーなんですから，大切にしてほしいですね。

市長　京滋バイパスや学校建設の問題のように，地域に直接影響があるような場合には活発な住民運動を展開されていますね。このような運動に敬意を表しています。

寿岳　憲法党といった大きな目的のためには，手を組むことができるはずです。

市長　市の職員にも住民との接触は積極的に行なうようにっています。職員も夜の勤務が多いものですから，たいへんです。

宮城　最近，公害の担当は早くきてくれるようになりましたね。分析文指導までは徹底の関係で期待できませんが。

寿岳　お役人がすぐきてくれるなんて考えられなかったことですね。憲法を守る第一歩だと思います。

行政は，私たちが使うもので，たよるものではないと思うんですよ。役所も住民からべったりたたられるのでなく住民に押しあげられてこそ行政が進められるんじゃないですか。

団地の婦人の方とよく話しあうんですが，その人達の中にも「何かやりたい，しなくてはならない」という意識があるんです。貴重な種火ですね。急がず，じっくりと暖めれば必ずよき炎となるでしょう。

明るいまちづくりに

地方発送受承り中

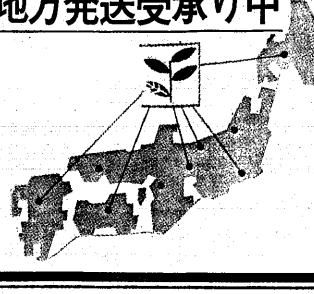

八十八夜新茶のおねだん
400G缶入　2,200円
200G缶入　1,100円

お電話でのご注文は
22—3004(代)

さわやかな季節のかおり!!
宇治新茶
日の出園
宇治橋西詰平等院通り

地方自

適切な事務と財源の配分を

宮城　宇治市は、平和都市宣言をしていますね。

市長　ええ、そうです。

宮城　平和都市宣言都市に自衛隊があって、しかも、大久保は戦闘部隊ですね。非常に残念です。

寿岳　先日も蟹川知事が自衛隊機一機分で府立医大の一年間の経費が賄えるといってましたが、矛盾を感じますね。

市長　そうです。自衛隊機一機分あれば、宇治市のおおかたの問題は片付きますよ。住民要求のなかにはささいなものが多いわけですが、なかなか実現しにくい、国の大きな予算のなかで、福祉政策をちょっと強化すればすぐに解決するんですよ。国は、国がやらなければならない仕事を府県や市町村に財源の寄付けなしにやらせる。地方自治をまったく無視しているんです。

宮城　ことは参議院で憲法も平等をうたっているんだが、不平等なわけですね。（笑）過密都市では当然、学校用地が必要なわけですが、土地購入費には補助しない、しかも学校建設費も二分の一とか三分の一……。

市長　それも実際よりの低い基準をつくって、それの二分の一とか三分の一なんですよ。

宮城　そうですね。文化財に対する補助も基準が低いですよ。憲法がいっている地方自治は、自治体自ら運営できるだけの財政的基盤があるのが当然なんだが、実情は三割自治ですね。

寿岳　政府の責任で物価をあげといて、基準は昔のままとはひどいですね。

市長　口では憲法を守ると多くの人がいっているんですが憲法を守ればとれだけしあわせになれるかを考えていないですね。四十七年度の国の予算でどれがおありでしょうね。

市長　そこが憲法を理解されたすばらしい人がいるんですよ。宇治市が手話通訳者をおいていられるのは、とっても嬉しいことです。

市長　開発に対して自然を保護するための規制が弱いんですよ。市が法律や条例で資本とたたかえる政治体制じゃないんですよ。やはり住民がたちあがることも、私たちもいっしょに努力しなければ。

二十五年前、私たちは世界の人々にも戦争はしないと約束したんですから、決していつかきた道をあいてはならないと思います。最後にひとことです……。

市長　どうもありがとうございました。

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十一条　国民は、すべての基本的人権の享有を防げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（憲法より）

『どうして摘むの？……』

十四日に市民茶摘みのつどい

五月は宇治茶の製造シーズン。いま、市内の各所で茶つみが始っています。

伝統ある宇治茶を少しでも理解していただこうと、ことしも、市民のみなさんを対象に、「市民茶つみのつどい」を開催します。昨年、第一回目を実施したところ、約六十人の方が参加され、とくに新しく宇治市に転入された方やこどもたちに好評でした。

この茶つみには、老若男女を問わず誰でも参加できます。

○とき……五月十四日（日）午前九時半～十一時半

雨天の場合二十一日に延期。

○ところ……宇治茶発祥の茶園（宇治中学校南側）

◎参加希望の方は、当日、直接に会場へお越しください。

◎参加者のみなさんには、新茶を接待するほか、新茶一瓶分を全員にお渡しします。

◎なお、くわしくは市農林茶業課（電話②五六五〇番）までおたずねください。

楽しいひととき……（昨年の市民茶摘み大会から）

市民の健康のために

▼**一才児健康診査**

五月にお誕生日を迎える赤ちゃんを対象に、医師による一才児健康診査を実施します。

五月　九日（火）
五月　十六日（火）
五月二十三日（火）

時間は午後一時半～三時半

場所は市民会館三階大会議室

◎該当者には個人通知をします

◎母子手帳をご持参ください

◎健診料は無料です

▼**三・四カ月児教室**

昭和四十七年一月十六日～二月十五日までに生まれた赤ちゃんを対象に、離乳教室、体重・身長測定、身体異常の早期発見、育児相談を行ないます。

五月　十七日（水）
五月　十八日（木）

場所は労働セツルメント（市民会館内）

受付時間は午後一時～一時半。はじめに集団指導を行ないますので受付時間内においでください。

▼**乳児健康相談**

五月四日（木）　大和出公会堂
時間は午前九時半～十一時
五月八日（月）　宇治市役所
時間は午後一時半～三時半

▼**血圧相談**

五月　十三日（土）　開公民館
時間は午前九時半～十一時

▼**三才児健診**

五月に満三才になる幼児を対象に、医師による健康診査を行ないます。

五月　十日（水）
五月十一日（木）
五月十二日（金）
時間は午後一時半～三時半まで
場所は労働セツルメント（市民会館内）

（保険衛生課）

ポリオ生ワクチン

小児マヒを防ごう

小児マヒはこわい病気です。五月八日から実施しますので、お子さんの健康のため、必ずもよりの会場へお越しください。

▼**服用する人**

昭和四十六年八月一日から翌年一月三十一日までに生まれたこども。

昭和四十六年二月一日から同年七月三十一日までに生まれたこども。

▼**日程表**

五月　八日　小倉公民館
五月　九日　伊勢田公民館
五月　十日　槇島公民館
五月　十一日　笠取地区
五月　十二日　広野公民館
五月　十三日　小倉幼稚園
五月　十六日　紫ケ丘公民館
五月　十七日　昌栄公会堂
五月　十八日　開公民館
五月　十九日　木幡公民館
五月　二十日　宇治市役所
五月二十二日　神明公民館
◎時間はいずれも午後一時半から三時までです。

（保険衛生課）

共同募金

ご協力ありがとうございました

昨年十月一日から、あたたかい人間同志のふれあいや、心のつながりをもとに、共同募金運動を進めてきました。

そのとき、市内の自治会・婦人会を通じて、拠出していただきました共同募金の実績は、二六四万八、八七六円（募金額計）で、宇治市社会福祉協議会への還元金は、一四七万二、三七〇円にも達しました。

この還元金は、宇治市内の私立保育所（広野・黄檗・なかよし）のほか、福祉団体の育成補助、社会福祉活動などに配分使用する予定です。

ご協力ありがとうございました。

緑の山を守ろう！

山火事防止

春は、空気が非常に乾燥しやすいため、たき火の不始末、タバコやマッチの投捨てによって、山火事をひきおこす危険があります。また、春は行楽シーズンでもありハイキングや山菜とりに行く機会がふえます。

山火事の原因のほとんどは「不注意」によるものです。市民ひとりひとりの心がけによって、緑の山を火災から守りたいものです。

火事・救急は一一九番

（宇治市消防本部）

市民の力を結集して

日（曜日）	駐車時間	駐車場所
八日（月）	10:00～10:30	炭山
	11:00～11:30	笠取第二小学校
	13:00～13:30	笠取小学校
一〇日（水）	10:00～11:00	小倉
	11:00～11:30	西浦町広場
	14:00～14:30	槇島B
	14:00～15:00	藤山
一二日（金）	10:00～11:00	大久保
	11:00～11:30	昌栄公会堂前
	14:00～15:00	西大久保
	14:00～15:00	桐生谷
	15:00～15:30	平盛中央広場
	15:00～15:30	一里ケ丘児童公園
一五日（月）	9:30～10:30	開公民館前
	9:30～10:30	伊勢田宅前
	11:00～11:30	伊勢田A
	11:00～11:30	北山近鉄線横広場
一七日（水）	10:00～11:00	太田氏的池横
	10:00～11:00	広野A
	10:00～11:00	広野B
	11:00～11:30	朝日ケ丘中央集会所
	14:00～15:00	広野C
	14:00～15:00	城南高校グラウンド横（坂戸氏宅）
一九日（金）	10:30～11:30	ユニチカ社宅場前
	11:30～12:30	神野
	13:30～14:30	神明公民館前
二三日（月）	9:30～11:00	菟道
	10:30～11:30	京阪住宅内（越村氏宅前）
	11:30～12:30	黄檗
	13:30～14:30	平野町児童公園
	14:30～15:30	阪野登氏宅前
二四日（水）	10:30～11:30	木幡A
	11:30～12:30	六地蔵
	13:30～14:30	木幡公民館前
	14:30～15:30	大石医院前
二六日（金）	10:30～11:30	南山住宅ロータリー
	11:30～12:30	御蔵山
	13:30～14:30	御蔵山翠天境内

〔図書室だより〕

五月五日のこどもの日を開室しますので、五月九日（火）は休室します。（注意ください。

赤十字は人道のかけ橋

赤十字運動月間

5月1日～5月31日

市民の皆さん、今年も全国一斉に赤十字社員増強運動が始まりました。昨年は皆さんのあたたかいご協力で二百九十五万円余の優秀な成績をあげることができました。

これらのご協力いただきましたお念は、国際的な救護活動はもとより身近な事業では血液事業、災害救護、お子達の心臓病や成人病の無料検診、相談、家庭看護法、救急法の普及、その他社会福祉事業等に有意義に使われています。

今年の宇治市の努力目標額は昨年の実績を上まわる三〇〇万円以上を達成したいと考えます。後日、町内会、自治会、婦人会等を通じ皆さんのご協力を賜りたいと存じますのでよろしくお願いします。

日本赤十字社京都府支部
宇治市地区長　田川熊雄

土木建築・設計・施工

株式会社　大春工業所

代表取締役　森本　毅

本　社　京都府宇治市宇治戸ノ内53の1　TEL 0774—(21)—3137代
京都営業所　京都市伏見区向島善阿弥町30　TEL 075—(611)—0958
滋賀営業所　滋賀県栗太郡栗東町安養寺643　TEL 07755—(2)—2679
岡崎営業所　愛知県岡崎市日名町253　TEL 0564—(22)—2471

自然と歴史をまもりましょう（宇治市民憲章から）

相談コーナー

定例相談（毎週火曜日）
五月　九日　金井金一郎　平岡舜一郎

五月　十六日　山崎政栄　西川益道

五月二十三日　三角久枝　西山喜代次

五月　三十日　田島のぶ子　岡田小夜子

（時間は午後一時～三時）

人権相談（毎月第一木曜日）
五月　四日　成田貞寛　桑原真道

（時間は午前十時～午後三時）

家庭問題相談（毎月第二水曜日）
五月　十日　家庭裁判所

（時間は午前十時～午後三時）

法律相談（毎月第二・第四木曜日）
五月　十一日　井深一　江口四郎

五月二十五日　姫野勝川　欽輔正一

（時間は午後一時～三時）

結婚相談（毎週土曜日）
市連合婦人会と市社会福祉協議会の共催で、午後一時から三時まで開きます。

◎以上の相談場所は、いずれも川東公民館（京阪宇治駅前電話②二八〇五番）です。

行政相談（毎月第三木曜日）
五月　十八日　松本　登　増井繁一

なお、両相談員の自宅はそれぞれおりますので、自宅でもご相談ください。

松本　登……五ケ庄三番町十、電話②八三八五番

増井繁一……伊勢田町北山五、電話②四二三一番

市民相談（毎週月～土曜日）
市の行政について、意見や要望があれば、市役所の公聴係までおしらせください。

◎以上の相談場所はいずれも市役所（電話②三二一番）です。

家庭児童相談
西村雄・井上慶耶子の両相談員に、お気軽にご相談ください。ただし、水曜日の午前中は家庭訪問中で不在。場所は宇治福祉会館西館の観光案内所（電話②二八〇八番）です。

質問箱から

質問……私の住んでいます町内の道路は、私道のため、側溝も舗装もされておりません。しかし、最近、自動車の通行も多くなってきたにしたがって道路のいたみも目に見えて多くなってきており、大変困まっています。このような道路でも、市道として受けとっていただけるでしょうか……。

答……市民のくらしの道路を市道として積極的に編入し、市において維持管理していくことを現在の市政の一つの柱としておりますが

①その道路が公道から公道（または公共施設）に通じている道路で、不特定多数の人が利用している道路であること。

②道路の敷地を市に提供されること。

③原則として、道路の巾員が四メートル以上であること。

などの一定の基準がありますが側溝や舗装については、整備されていなくても、とくに支障はありません。

ただし、最近、宅造などによって新しく設けられた道路の場合は別です。くわしいことについては、建設部管理課にお問い合わせください。

◇　◇

なお、係では、みなさん方から市政についての質問をお待ちしています。市役所文書広報課までお寄せください。直接または紙上でお答えいたします。

し尿くみとり日程表

・収集日　待ってましたと笑顔がのぞく　向う三軒両隣

・収集日　わすれずバケツに水用意

綴喜郡八幡町大字八幡荘小字沢1番地
城南衛生管理組合
電話（075）631－5171～3番

月	日	池田清掃	協栄清掃
	5/24	桐生谷，一里山（総合会館以北）	宇治一番，坂井戸，池森
	25	桐生谷，東裏（国鉄以南，府道以西），一里山（総合会館以南）	里尻の一部，小桜団地樋の尻
	26	上ノ山（国道以東），茶屋裏，久保（旧道以西），西裏（国道以東，旧道以西，府道以南）	里尻，戸の内，若森，矢落（国鉄より北）
	27	東裏（国鉄以西，府道以北），西裏，南山，開，上ノ山一部（近鉄以東）	半白，蔭山団地（第1）
	29	上ノ山，大竹	蔭山団地（第2）天王一部
	30	北ノ山，山ノ内，南ノ口一部，井ノ尻一部	寺内，天王
5/11	31	西旦椋	東山，中畑，西畑
12	1	東旦椋，西平盛	羽拍子
13	2	東平盛，東ノ口一部，井ノ尻一部	羽拍子
15	3	久保，茶屋裏（旧国道以東），寺山（国鉄以西，朝日ケ丘，国鉄以東，中央大通り以南）	開
16	5	寺山，朝日ケ丘，宮谷，尖山一部	開
17	6	尖山，中島，東裏（国鉄以東）	石塚，宮北の一部
18	7	一里山（府道以東），丸山，小根尾一部，大開一部	宮北，蛇塚，石塚の一部
19	8	大開，小根尾	野神，大谷
20	9	宮西，宮東	ユニチカ野神社宅
22	10	宮東，若森，一番一部，宇文字一部	（予備）
23		矢落，米坂，琵琶	（予備）

月	日	堂坂清掃	堂坂清掃（小型）	木下清掃
	25	伊勢田（南山，羽拍子，中ノ荒，ウトロ）	木幡（大瀬戸，中村，正中）	木幡（陣の内，御園，六地蔵（畑町）
	26	伊勢田（毛語，若林，ウトロ，安田，みどりケ原）	槙島，小倉	木幡（畑山田，北，中，オクラ山）
	27	伊勢田（中山，大谷，井ノ尻）	伊勢田（南山，ウトロ，毛語）	木幡（オクラ山）
	29	伊勢田（労金，北山，中央台）	伊勢田（毛語，中山）	六地蔵（徳永，柿の木，一丁目奈良町，町並，札の辻）
	30	小倉（西山，山中団地，神楽田，ウオジー部）	伊勢田（毛語，中山）	木幡（北島，河原町，正中の一部），六地蔵（柴紺）
	31	小倉（ウオジ団地）	大久保	木幡（正中，西陣の内，内畑，大瀬戸，東中，中村），五ケ庄（芝の東）
5/11	6/1	小倉（ウオジ団地）		木幡（熊小路，西中，中村），五ケ庄（芝の東，壇の東）
12	2	小倉（山際）	（城陽町）	五ケ庄（大林，寺界道，古川，西田，西河原，北の庄）
13	3	小倉（大京団地）槙島（薗場，下村）	（城陽町）	五ケ庄（梅林，野添，谷の前）
15	5	槙島（上，中，下，大河原十一）	（城陽町）	五ケ庄（新開，平野府営，自衛隊前）
16	6	槙島（三軒家）小倉（春日森，蓮池団地）	（城陽町）	五ケ庄（福角，平野）
17	7	小倉（老ノ木，久保）	（城陽町）	五ケ庄（平野，折坂，二番割，一番割）
18	8	小倉（大成住宅，遊田近畿団地）		五ケ庄（西浦，三番割）
19	9	小倉（近畿団地）	（久御山町）	木幡（南端，さつきが丘，旭ケ丘），広岡谷
20	10	小倉（近畿団地）	（宇治田原町）	木幡（南山畑）
22		小倉（大和団地，佐伯団地），（久御山町）	五ケ庄（岡本，平野），菟道	木幡（須留，南山，観音寺台，きりが丘，向陽台）
23		（久御山町）	五ケ庄（西浦）	木幡（北畠，北山畑，桧尾）
24		（久御山町）	五ケ庄（芝東，寺界道，古川）	木幡（北御園，花揃，赤塚，金草原，平尾）

月	日	古川清掃
	5/25	妙楽，志津川
	26	平等院通り，県通り，新開地（常福町）
	27	白川，本町通り，一番一部
	29	谷ノ辻，善法，下居
	30	南落合
	31	（宇治田原町）
5/11	6/1	（宇治田原町）
12	2	（宇治田原町）
13		（宇治田原町）
15	3	東・西目川，段ノ上，東隼上り，西隼上り，東中，西中
16	4	中筋，藪里，谷下り，河原池山，門ノ前
17	5	妙見，荒槙，田中，山本町
18	7	一里塚，日吉田，岡本，瓦塚，上村
19	9	菟道，丸山，車田
20	10	菟道（丸山，車田，出口，森本，平町，福角）
22		乙方（川東地区）
23		一番，字文字，折居道，下居（市役所前）
24		妙楽

5・6月の燃えないゴミ

五月十二日（金）▽神明（石塚を除く）▽開町

五月十五日（月）▽広野町（三軒家、八軒家、宮谷、尖山、神明バス停から国鉄路切まで、一～二丁目、一里ケ丘、一里山、開ケ丘）

五月十六日（火）▽広野町（三～五丁目、円蔵院前、大亀茶屋、源氏ケ丘、翠光園、朝日ケ丘）

五月十七日（水）▽大久保町（全域（近鉄以東の田ノ山を除く）▽広野町（緑ケ原）▽安保町（近鉄以東の上ノ山）

五月十八日（木）▽伊勢田町（伊勢田口以南の国道筋、伊勢田口からウトロまで）▽大久

五月十九日（金）▽伊勢田町（毛語、中山、若林、大谷元町、北山、中畑、羽拍子町（国道筋）▽小倉町（中央台、向陵園、神楽田）

五月二十二日（月）▽小倉町（近鉄以東の小倉町、浦和、山際、大京、中央、遊田）▽宇治（半白）

五月二十三日（火）▽小倉町（ゆかり）

五月二十四日（水）▽小倉町（西浦、蓮池、落合、一ノ坪、東目川、西目川、南大曲）▽槙島町（東目川、西目川、南大

五月二十五日（木）▽槙島町（上、中、下、中河原、吹前、薗場）▽宇治（蔭山団地村、ユニチカ蔭山社宅）

五月二十六日（金）▽地蔵（柿ノ木町を除く）▽六地蔵（北・中・南御蔵山、河原、正中、御蔵山、商店街、北御園）

五月二十九日（月）▽木幡（御園、北畑、北山畑、桧尾、北畠、花ケ丘、揃、赤塚、平尾、観音寺台、向陽台、金草原）▽木幡（山手町、南山畑、桐ケ丘、観音寺台、向陽台、金草原）

五月三十日（火）▽木幡（山手町、南山畑、西ケ丘、東中）▽木幡（さつきケ丘、大瀬戸地蔵（柿ノ木町）

五月三十一日（水）▽木幡（山手町、南山畑、御陵道以南の日本道）▽五ケ庄（広岡谷、小幡前から木幡南端までの府道、広芝本道、四ツ池住宅）

六月一日（木）▽五ケ庄（宇治小前から隠元橋まで、梅林、野添、岡谷）

六月二日（金）▽五ケ庄（大和田、西浦、割、府道筋、福角、三番坂、平野、新開）▽宇治（川東）▽五ケ庄（新開、福角住宅、新田）▽菟道（三室戸、大鳳寺）

六月五日（月）▽五ケ庄（新開、福角住宅、新茶屋、上村、岡本、一里塚）

六月六日（火）▽菟道（平町、丸山、車田、出口、谷下り、森本）▽宇治（川東）

六月七日（水）▽宇治（宇治橋通り、県道、塔の川、今内）▽宇治（国鉄駅前、伍町、池殿、六番町、平等院通り）▽白川、志津川

六月八日（木）▽宇治（本町通り、谷の辻、善法、折居道、権現町、東山）

六月九日（金）▽宇治（里尻、小桜、戸ノ内、若森、若宮、西町、東町、社町、ユニチカ野神社宅）▽宇治（ユニチカ琵琶社宅）

六月十二日（月）▽宇治（坂井戸、米坂）▽神明全域▽羽拍子町（国道筋を除く）

明るい住まいづくりを目指す　田島木材

木造住宅にも使えるローン誕生

●住まいの綜合メーカー　松下電工の電設資材・照明器具・建材

住宅設備商品の総合による新しい住まいづくりローン制度です。

このたび発足しましたナショナルホームローン制度は、木造住宅等を対象にしたローンで設計はご自由でしかもご融資から書類手続き等一貫して新しい住まいづくりのお手伝いをする松下電工独自のシステムです。

●詳細についてはお気軽にお問合せ下さい資料も豊富に取揃えております。

ナショナルホームローン取扱店
松下電工代理店
田島木材㈱
宇治市広野町西裏53
☎ 0774（43）1353代
611